



第187号 毎月11日は小松島市の人権の日 発行所●小松島市 小松島市教育委員会 小松島市人権教育振興協議会

2022 (令和4) 年度

人権教育・啓発推進者研修会
 演題 『障がい者と人権く障がい者への合理的配慮について』
 講師 徳島県人権擁護委員連合会高齢者障がい者委員会委員長 大下直樹さん

本年度の人権教育・啓発推進者研修会が、7月25日(月)、サウンドハウスホールにおいて開催されました。コロナ禍の中で参加人数を制限しての開催でしたが、各事業所、各関係各所から63名の参加がありました。

1 はじめに

私は知的障がい者施設で働く前にも、障がいのある人と関係した仕事をあれこれとやってきました。実は、弟が重度の知的障がい者なものですから、障がいのある人とは小さい頃から関わりがありました。今も親しくさせてもらっている人の中には障がいのある方もいますし、成年後見人という形で多くの障がいのある方たち、高齢者の方たちとも関わっています。そんな立ち位置から皆さんに何かしらお伝えできることがあればと思って、今回のお話をお受けいたしました。



今日は「障がい者と人権」というテーマでお

話をしますが、生きづらさを感じる、社会でくらすことがちょっと大変だ、困ったなど思っている人、そういう人も含めて今日の話を進めていけたらいいなと思っています。

私は、『公益社団法人認知症の人と家族の会』という支部の代表を長く務めています。平成5年からは、特別養護老人ホームで指導員としておりましたので、今もその関わりが深く、今日の午前中も認知症コールセンターの当番ということで、ご家族からのご相談を受けていました。

前段は、障害者差別解消法、障害者の権利に関する条約、障害者基本法等の法律について、日本、あるいは国際的な法に基づく位置づけというところを考えていけたらと思います。後段部分では、認知症の人の人権も含めて、皆さんと一緒に具体的な事例について考えたいと思います。

2 日本における障がい者の位置づけ

日本で規定されている障がいには身体障害、精神障害、知的障害があります。ちなみに精神障害、いわゆる精神病というような形、あるいはうつ病とか、統合失調症とかの病をもって生活されている方たちが、いわゆる精神障害というような位置づけになったのはそれほど古くありません。また、日本で最初に障がいとして位置づけられたのは身体障害で、その後しばらく

してから知的障害が位置づけられました。
 3 「障がいってどこにあるものなの?」、「本人がもっているものなの?」

この辺の捉え方は、時代と共にずいぶん変わってきました。スクリーンに、車椅子の男性が階段の前で立ちすくんでいる姿が映っています。この男性は、車椅子で階段を登ることはできませんが、こちらの2人の男性は普通に階段を上っています。この場合で、「障がいってどこにあるんだらう」というと、実は階段が障がいなんです。この男性は、脚に障がいがあり車椅子を使用せざるを得ないわけです。彼自身が身体障がい者として障がいを持っている、下肢機能障害という認定を得ていると思うのですが、そもそも社会の中に階段があることで、上の階に上がっていくことができないわけです。つまり、ここで言う障がいというのは社会の中にあるものであって、障がいのある人、本人にあるものではないということなんです。こういう考え方を社会モデルと言います。

これに対峙する言葉として、医学モデルがあります。障がいがある人の、その障がいをなんとか医学の力によって克服していく、医学の進歩、様々な機器の進歩によって、その方がストレスなく社会生活を送ることができるようになっていく、これはすばらしいことですね。それとともに、ここにある階段を使わずに上に行くとしたら、どんな機器が考えられるのか、エレベーターがあればいいという話になりますよね。エレベーターがあれば、この車椅子の男性は上の階に行くことができます。このことは、もう既にこれから言わんとしている「合理的配慮」ということに繋がっています。

4 「障害者の権利に関する条約」と日本における「障がい者」に関する法律

障害者基本法第2条第1項には、「障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」とあります。日本の法律では、ここに示されたような障がいをもって、障がい者というふうに位置づけられています。そして、社会的障壁という言葉も、同じ障害者基本法第2条第2項に、「社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」とあります。そして、この法律の元になったものとして、「障害者の権利に関する条約」があります。さて、ここからもう少し、障がいのある人への理解・配慮ということについて触れていきたいと思います。『障害者差別解消法』という法律が、今日の合理的配慮というところの中では、一番大事な部分となります。その変遷を言いますと、平成16年に障害者基本法が改正。その後、日本は、障害者の権利に関する条約が国連で採択されてから少し遅れて署名を行いました。その後、この条約の批准を目標にして、様々な日本国内の法律が改正されたり、新設されたりしていきました。

あり、さらにその下に国内法、様々な法律が位置づけられています。ですから、条約を批准するということは、その条約に合わせたような法律が下に整備されなければならぬのです。障害者の権利に関する条約ですから、障がいのある方に対する法律など様々な法律が条約の理念あるいは条文に合致した形でなされていなくてはいけないわけです。障害者基本法が2度改正され、そして、平成25年に障害者差別解消法が公布され、平成26年に権利条約を日本は締結1か月後に効力が発揮されました。このように、日本は、平成26年の2月19日から障害者権利条約を批准して、それに則つて対策対応を進めている、そういう国として現在に至っているというわけです。障害者差別解消法の施行が平成28年ですからそんなに古いことではありません。併せて障害者雇用促進法も改正されています。

5 障がい者差別・合理的配慮・社会的障壁

障害者権利条約の中に、障がい者差別や合理的配慮の記載があります。日本には障害者差別解消法という法律がありますが、障害者基本法の中にも差別についての記載、条項があつて、「何人も障害者に対して障害を理由として差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と書かれています。これで十分というぐらいしっかりと書き込まれています。より具体的な所でどうなのかなということ、障害者差別解消法という法律を作つてきちんと規定しているのが今の状態です。障害者差別解消法の対象となる障がい者

6 社会の障壁をなくしていくためにどう取り組めばいいのか

先ほど、階段の下で車椅子に乗つた男性がたずねているという画像がありました。「エレベーターを付けばいいんじゃないか」と思う人がいると思いますが、後付けのエレベーターは、とってもお金がかかります。日立がCMでやっていました。中国の団地の上の方に住んでいる高齢者の方が脚が不自由になって、下に降りたり上がつたりするのが大変で困つていてというわけです。部屋の中でいることが多くなり、行動範囲も限られてきました。そこへ外付けのエレベーターを設置したことによつて、上に住んでいる高齢の方、脚の不自由な方が下に降りてきてみんなと交流できるようになったというお話です。確かにとても便利になつたわけですが、そのよう

7 私が尊敬する熊谷晋一郎先生について

熊谷先生は東京大学先端技術研究所の教授をされているのですが、東日本大震災の時に5階の研究室で仕事をされていて、もの凄く揺れてエレベーターが止まつてしまつたんですが、同僚の人たちは、何らかの方法で階下に降りることができました。しかし、先生は、そのまま取り残されてしまいました。なぜかという、先生は電動車椅子を使つていらっしゃる方だったので、それで、エレベーターが止まるとどこにも逃げられないわけです。その時、熊谷先生は気づきました。自分にとっての依存先はエレベーターしかない。だけど、健常者の同僚は歩くことも走ることも階段から逃げることもできる、あるいはベランダから非常階段に出たり、いろんな避難ルートを利用したりもできる。屋上に逃げてヘリコプターで助けてもらえることだつてあるだろう。でも、私はここに居るしかない。そこで先生は思いつきます。障がいのある人も依存先をたくさん持つことで、障がいを気にしなくても意識しなくても生活したり、

活動したりできるのではないかと。

東京大学医学部を出て、小児科の先生を
されている熊谷先生ですが、このことが
きっかけとなり、障がいのある人と地域社
会とのつながりについての研究にも取り組
むようになったんだそうです。

障がいというのは、依存先をどれだけ多
く持つか、つまり逆に言えば、私たちは依
存を受ける側としてどのような行動ができ
るかということにつながっていきます。障
がいがあっても、依存先を多く持つこと
によって、やがて障がい障がいというふう
に意識せずともくらししていく社会、そん
な社会を共に作っていくことが大切なの
ではないでしょうか。

8 合理的配慮の提供について

障がいのある人に対しての合理的配慮の
提供について、障害者差別解消法にきちん
と規定されています。そして、障がいのある
人に対して不当な差別的取り扱いをする
ことは、当然、行政機関、民間事業者にか
かわらず、してはいけないという位置づけ
になっています。合理的配慮に関しては、
行政機関はしなければならぬ義務があり
ます。ですから、こういったホールである
とか、市役所であるとか、いろんな行政の
窓口、公民館など、公共的な行政機関が設
置している所であれば、合理的配慮の提供
は義務となっています。しかし、民間事業
所は努力義務です。というか、今はまだそ
うだということ。実は、去年の6月、
令和3年に、障害者差別解消法が改正され
ています。3年以内に施行にということに

なっているので、令和6年には民間事業所
も合理的配慮の提供は義務となります。た
だし、罰則規定があるわけではありません。
努力義務が義務化されたからといって、た
ちまちまということではありませんが、ぜ
ひ意識していただきたいと思えます。また、
過度な負担が必要な場合は除くとなってい
るので、それがどの程度のものなのか、と
いうようなことも考えていかなければなら
ないわけです。でも、不当な差別的取り扱
いの禁止は、民間事業者も行政機関もダメ
です。

9 認知症の人たちからのメッセージ

私は若年性認知症コーディネーターとし
て、若年性認知症の方(65歳までに発症)
と今も仲間として一緒に活動しています。
ここでは、認知症の方たちや先に認知症に
なった人たちから、生活のしづらさとか、
自分たちが工夫している点とか、社会にも
う少しこうしてほしい、こうしたほうがい
い、こうなってほしいとか、いろんなメッ
セージが寄せられているので、紹介したい
と思います。

①日常の買い物で
・スーパーで出入り口を見つけれず苦
労します。
・徒歩5分もかからないスーパーに行くのに
も不安があり一人で行かなくなりました。
最近、セルフレジが増えていきます。「お金
を入れる場所が分からない」「店によって
使い方が違うので統一してほしい」「セミセ
ルフというものもあり、その場で清算して

くれるのならいいんだけど、またカゴを
もって何番って言われたレジに行って自分
でお金を入れなければならぬわけでは
セルフレジの店に行くのは嫌だもう止めた
という人がいます。「財布から小銭を出すの
が面倒で、つい大きいお札を出してしまう
ので、小銭が貯まってしまふ。」「後ろに行
列ができる余計に慌ててしまふ。」「いろん
なことをおっしゃっています。

お店の方も、こういうような人が買い物
に来てくれるんだということを想定して配慮
してほしいと思います。いろんな配慮が一
番求められるのは、生活に直結しているこ
ころなんです。認知症の人を想定すれば、
障がいのある人に対してもっとも優し
さが入ってくるんじゃないでしょうか。

②バスの停留所

・停留所で降りようと思っても降車ボ
タンを押し忘れることがある。

押し忘れたら通過しちゃうわけです。自
分の降りる停留所がどこか忘れてしまふん
です。そこで、認知症の人自身が「僕、こ
こで降りたいんです。」「このバス停が来た
ら教えてください。」「って言うように工夫し
ている人もいます。名札の裏に「私は若年
性認知症です。困ったときは助けてくださ
い。」と書いています。ヘルプカードです。
「僕はこういうバス停で降りたいんです。来
たら教えてください。」「というカードも用意
しています。でも実際は、「私は認知症で
す。」「ということがなかなか言えないんです
よね。ましてバスの中で言えるかっていう
と、簡単に言えるものではありません。そ

の辺りは、まだまだ課題であるのかなと思
います。

③銀行でひと苦労

・ATMを使うのが苦手だ。

銀行でATMを利用したいんですが、暗
証番号がなかなか覚えられないんです。知
り合いの視覚障害の人は、友だちにキャッ
シユカードを渡しておろしてきてもらうそ
うです。別の車いすユーザーの方からは、
その辺にいる人を呼び止めて、キャッシユ
カードでおろしてって頼んだことがあるっ
て言っていました。暗証番号を教えている
んで、ちょっと危ないのではと思っていま
いますが、そうでもないかと仕方がないわ
けです。

・銀行の通帳をどこにしまったかを忘れて
何度か通帳を再発行してもらったことが
ある。

そのうちに銀行から、「家族と一緒に来て
ください。」とか、何度も再発行に来るもん
だから家族に連絡が入ったりとか、「成年後
見人を付けてください。そうでないと取引
しません。」とか言われることがあるんです
ね。こここのころ銀行がひとつのポイント
になっています。

④外食すると疲れるんよ

認知症の方とか高次脳機能障害の方とか
が、よく言われているのは、音がものすご
く大きく聞こえるんだそうです。雑音から
何からが入ってきて頭の中でワンワンい
うような感じ、なのでファミレスの店内で流

れる音楽がとてもうるさく感じるらしいんです。私たちが心地よいて感じているBGMでも、他の雑踏の音や向こうで会話している声なんか全部同じレベルで入ってきたらしんどいですよ。だから、疲れるんです。脳が疲れるんです。あるいは、光とかの感覚が過敏になるということもあります。すべての方ではありませんが、認知症になると感覚が過敏になる方が相当数いるということなんです。

⑤私だって一票入れたい

漢字だけでなく、平仮名も書けなくなるんです。じゃあ、選挙の時どうするのって話なんです。この前、参議院選挙がありました。これでも、投票する時に認知症だと言ってもなかなか理解してもらえなくて、だから自分で一人で書かないといけないんですよ。書くのが大変なんです。だからそういう方たちに対する配慮、これはもう認知症の方だけではなくて、文字を書くということに対しての配慮が必要なのかなと思います。

10 おわりに

合理的配慮というのは障がいのある人だけではないで、様々な生活のしづらさを持っているとか、ちょっと工夫すれば楽に生きることができ、そういった方たちに対しては広く考えていかなければいけないものだと思います。明日はわが身と言いますか、私も先に認知症になった人たちからたくさんのことを学んでいます。そういう

2022 (令和4) 年度 市人権ポスター優秀作品



中学校1年生作品



小学校6年生作品



中学校3年生作品



中学校2年生作品



小学校6年生作品

ことも考えながら皆さんの身近で、こころでこうしたらいいんじゃないのかなといった、ソフトの部分から、配慮も含めて考えていってくだされば、今日言ったことがプ

ラスになるのかなというふうに思いました。ご静聴ありがとうございました。 ※紙面の都合上、講演の一部を要約しています。

人権メッセージ

僕の普通
あの子にとっても
普通なの？

2022(令和4)年度 人権尊重標語優秀作品
小松市教育委員会
小松市人権教育振興協議会

人権メッセージ

手をつなぐ
寄り添うことで
心もつなぐ

2022(令和4)年度 人権尊重標語優秀作品
小松市教育委員会
小松市人権教育振興協議会

人権メッセージ

ありがとう
優しい言葉が
心の柱

2022(令和4)年度 人権尊重標語優秀作品
小松市教育委員会
小松市人権教育振興協議会

人権メッセージ

守ろう人権
人の心と
向き合いつながら

2022(令和4)年度 人権尊重標語優秀作品
小松市教育委員会
小松市人権教育振興協議会

人権メッセージ

男だから女だからじゃない
「わたし」だから
これを選ぶ

2022(令和4)年度 人権尊重標語優秀作品
小松市教育委員会
小松市人権教育振興協議会

2022 (令和4) 年度
人権尊重標語
優秀作品の紹介